

**【用語】** 上川田村—沼田市上川田 支配所—幕府代官が支配する領地  
三島郡石地村—新潟県西山町 預り所—ここでは会津藩松平家が管理  
を委任された幕府直轄地 魚沼郡仙石村—新潟県塩沢町 宿—出稼ぎ  
職人の定宿 渡世—生業、職業 地方御役所—沼田藩土岐家の役所  
奥書—本文の内容を保証する文、文末に書く 印形—印、印判

**【解説】** 信濃国高遠の石工職人と同様、上野国内には他国からの旅稼  
ぎ職人が数多く流入していた。越後国からの大工や桶師もその一つで  
あつた。幕府はこれらの旅稼ぎ人に對して、人返しの獎励などの規制  
をたびたび行つたが、越後国の三島郡をはじめとする五郡では、田畠  
の不足などを理由として特別に旅稼ぎが獎励されていた。

利根郡の三国街道沿いで沼田藩領の上牧・月夜野・上川田・戸鹿野  
村にはこれら旅稼ぎ人が逗留する定宿(じょうやど)があつた。定宿では旅稼ぎ人が  
やつてくると沼田藩役所へ出身地と名前を届け出る役目を負つていた  
ため、届書を作成した。天保十二年(一八四二)、上川田村の定宿重内方  
には七月から六人の越後出身の大工・桶師・木挽(こびき)が逗留していた。そ  
のうち四人の木挽は十二月に帰国したが、大工と桶師の二人は残留す  
ることになり、期間延長を願い出たのがこの文書である。なお、大工  
の場合は逗留が許可されると、定宿を通じて沼田材木町の大工肝煎(きまいり)  
ら焼印鑑札が下付され、帰国の際には返納することになつていた。